

建設コンサルタント等委託業務における低入札対策について

建設コンサルタント等委託業務における低入札価格調査制度について、対象範囲を拡大し、**平成25年7月29日以降**に**富山県土木部及び農林水産部**が指名通知を行う業務に係る入札から適用します。

○拡大の内容

(現行) 予定価格200万円以上の測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務のうち、すでに歩掛等が公表されている標準的な業務を対象とします。

→ (改正後) 原則として、予定価格200万円以上の測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務を対象とします。

ただし、設計歩掛を見積りにより決定する業務については、適用日以降に見積り徴収の通知をする業務に限ります。

また、見積りによる歩掛及び公表されていない歩掛については、これまで開示していませんでしたが、入札参加者への設計図書等配付時の参考資料として、「事前開示用様式」を作成し、事前開示します。

※ 今回の改正に伴う調査基準価格の算定方式及び数値的判断基準(失格基準)の算定方式の**変更はありません。**

【参考】土木部発注業務の算定方式(農林水産部発注業務の算定方式とは、一部異なっています。)

(1)調査基準価格の算定方式(土木関係建設コンサルタント)

区分	算定方式	設定範囲
測量	直接測量費+測量調査費+諸経費×0.4	6/10~8/10
土木コン	直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.3	6/10~8/10
地質調査	直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.75+諸経費×0.4	2/3~8.5/10
補償コン	直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費等×0.3	6/10~8/10
建築コン	直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6	6/10~8/10

(2)数値的判断基準(失格基準)の算定方式(土木関係建設コンサルタント)

入札価格が次の場合は失格とする。

入札価格<調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札額×0.9

※該当者が3者未満の場合は、下位3者とする。

ただし、次の場合は、この限りでない。

<測量> 入札価格≧直接測量費×0.85+測量調査費×0.85+諸経費×0.4

<土木コン> 入札価格≧直接人件費×0.85+直接経費×0.85+その他原価×0.9+一般管理費等×0.3

<地質調査> 入札価格≧直接調査費×0.85+間接調査費×0.85+解析等調査業務費×0.7+諸経費×0.4

<補償コン> 入札価格≧直接人件費×0.85+直接経費×0.85+その他原価×0.9+一般管理費等×0.3

<建築コン> 入札価格≧直接人件費×0.85+特別経費×0.85+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6

<問合せ先>

富山県土木部管理課入札・契約係

TEL 076-444-3309